

福島市移動支援事業ガイドライン

1 策定の趣旨

福島市移動支援事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、屋外での移動に困難がある在宅で生活している身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、社会生活を営む上で必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出を支援することにより、障がい者等の地域での自立した生活及び社会生活への参加を促すことを目的に行う移動支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営のために策定する。

2 実施方法

本事業は、障がい者等が外出する際に、本市の指定を受けた移動支援事業者（以下「ガイドヘルパー」という。）の介助により全面的または部分的な支援を行うもので、福島市障がい者移動支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）及びガイドラインに基づき実施する。

なお、ガイドヘルパーが運転手を兼ねて自動車等で移動する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条1項ハの一般旅客自動車運送事業に該当し、第4条1項の国の許可が必要となるため、移動時間を本事業の算定対象としない。

また、本事業は30分単位で算定するものとし、ガイドヘルパーの用務は、1回の外出につき1日の範囲内で終えるものとする。外出の行程が1日の範囲内で終えない場合でも、ガイドヘルパーの用務が日を跨がなければ利用を認める。

3 対象者

次のいずれか一つに該当する障がい者等で、外出する際に全面的または部分的な移動支援が必要と認められる在宅の者（グループホーム生活者を含む）。

① 身体障がい者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第76条に規定する補装具費の支給を受けている者のうち、車いすの支給を受けている者。
② 知的障がい者	療育手帳の交付を受けている者
③ 精神障がい者	精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害者総合支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けている者で、福島市介護給付費等支給基準における「居宅介護通院等介助（身体介護を伴う）」の判定基準を満たす者。
④ 難病患者	特定疾患医療受給者証又は医師の診断書の提示があり、かつ①から③に準じる18歳以上の者。
⑤ 障がい児	上記①～④に準じる児童。

※ 対象者の内、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護の支給決定を受けた者を除く。

※ 視覚障がい者（児）は、同行援護によるサービス利用を優先する。

4 事業対象となる外出

本事業の対象となる外出は、「社会生活を営む上で必要不可欠な外出」及び「余暇活動等社会参加のための外出」とする。ただし、前述のとおり介護給付費（重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護及び同行援護）の対象となる移動支援は、原則本事業の対象外とする。

（１）社会生活を営む上で必要不可欠な外出

類型	外出例・補足
①社会生活一般で考えられる範囲内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁への手続きや相談 ・郵便局への用務 ・金融機関への用務 ・冠婚葬祭への出席 ・お見舞い ・帰省
②今後の生活において必要な外出で目的達成後に継続性のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や施設の見学、入学・利用の手続き ・通勤、通学で公共交通機関を使う予定である場合の利用練習 ・就職を目的とした会社説明会への参加等
③本人同伴による個人の趣味・嗜好による買物	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類、雑貨、本、CD等の購入 <p>※購入物について、画一的な基準は設けず社会通念に照らして総合的に判断する。なお、酒、たばこについては、個人が嗜む程度であれば対象と認める。</p>
④各種団体の行事や会合、地域生活に欠かせないと判断されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会、こども会等の行事への参加 ・祭り等への参加
⑤緊急的な理由によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の入院等の緊急的な理由による短期入所利用時の施設への送迎等で介護者の送迎が不可能な場合（計画的に利用する場合は対象外）
⑥選挙権の行使にかかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の演説会への参加 ・投票所への送迎等

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

類型	外出例・補足
①自己啓発や教養を高めるもの	・講演会、博覧会、文化教養講座等 ※趣味的な要素のものを含め、教養の向上または見聞を広げることを目的とするもの
②体力増進や健康増進を図るもの	・トレーニングジムやプール等への送迎 ※算定対象時間はあくまでも送迎時間とし、本人が施設利用中の時間は対象としない。 ※施設や器具等を利用して運動することで、健康維持や体力増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするもの
③生活の内容や質の充実・向上に寄与するもの	・外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等

※ 宿泊を伴う外出のために事業を利用する場合、ガイドヘルパーの用務が日を跨ぐことがなければ同一行程での複数回利用を認める。(1日目に自宅から宿泊先への移動に利用し、翌日宿泊先から自宅への移動に利用など)ただし、算定対象となる用務に係る支援のみを対象とし、就寝等の支援は対象としない。

※ 1回の外出は0時から24時の範囲内で算定し、日を跨いでの算定はしない。

5 事業対象とならない外出

次の外出は、本事業の対象外とする。

類型	例【例外】
①4の(2)で定める余暇活動等社会参加のための外出に該当しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通学等通年かつ長期にわたる外出 ・季節関係なく年間を通して行われる外出 <p>【例外】 次の事由により一時的に利用が必要となった場合は対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の入院（自宅療養であって医師の指導により送迎を実施できない場合を含む） ・保護者等の出産 ・保護者等の疾病、負傷 ・保護者等が公的行事に参加することがやむを得ないと認められる場合 ・義務教育課程において継続的に通学支援が必要となる

	場合（虐待の疑いがある等）
②経済活動にかかる外出	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先への通勤、事業所への通所 ・謝金など収入が得られるもの ・特定の団体・個人の経済的利益のための外出等
③持病等による定期的な医療機関への通院及びこれに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・定期受診、リハビリ ※通院等乗降介助などの介護給付費が対象になるため、原則移動支援の支給は不可。
④ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出	<ul style="list-style-type: none"> ・社交の範囲を明らかに超えるような、飲酒目的の外出等。 ・ギャンブルを目的とした外出。 ※場所などによって画一的に決まるのではなく、社会通念に照らして総合的に判断する。
⑤宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出	<ul style="list-style-type: none"> ・布教活動や政治活動など特定の団体への利益を目的とする活動のための外出。 ※ただし、公共性の高いもの（公共の福祉に寄与する募金活動等）や自己の個人活動（参拝・礼拝等）については対象とする。

6 障がい児の移動支援事業の考え方

児童の場合、障がいのない子どもと比べて、日常生活の外出機会が制約される部分を支援する。本人の移動支援が目的であるため、保護者が付き添うことが一般的と考えられる外出は対象としない。

7 支給量の決定及び単価

支給量の決定は、利用者の外出目的及び計画に基づき行う。
単価については、下表のとおりとする。

(1) 基本事業単価

利用時間 (h)	基本単価 (円)	介護加算単価 (円)	利用者負担額 (円)	
			介護加算なし	介護加算あり
0.5	1,100	1,100	110	220
1.0	2,200		220	330
1.5	3,300		330	440
2.0	4,400		440	550
2.5	5,500		550	660
3.0	6,600		660	770

- ※ 基本単価は、以降30分ごとに1,100円を加算する。
- ※ 介護加算は、3時間を超えるごとに1,100円を加算する。
- ※ 利用者負担は、以降30分ごとに110円を加算する。介護加算対象者は、別に3時間を超える毎に110円加算する。
- ※ 移動支援事業者は、基本単価（及び介護加算単価）から利用者負担額を差し引いた額を福島市に請求する。

(2) 医療的ケアを要する障がい者等の事業単価

利用時間 (h)	基本単価 (円)	介護加算単価 (円)	利用者負担額 (円)	
			介護加算なし	介護加算あり
0.5	1,500	1,100	150	260
1.0	3,000		300	410
1.5	4,500		450	560
2.0	6,000		600	710
2.5	7,500		750	860
3.0	9,000		900	1,010

- ※ 医療的ケアを要する障がい者等の事業単価は、恒常的な医療行為（要綱別表1に該当するもの）を受けることが不可欠な障がい者等が、看護師を配置して移動支援を受ける場合に用いる。
- ※ 基本単価は、以降30分おきに1,500円を加算する。
- ※ 介護加算は、3時間を超えるごとに1,100円を加算する。
- ※ 利用者負担は、以降30分ごとに150円を加算する。介護加算対象者は、別に3時間を超える毎に110円加算する。
- ※ 移動支援事業者は、基本単価（及び介護加算単価）から利用者負担額を差し引いた額を福島市に請求する。

8 介護加算の算定基準

(1) 障がい者

要綱第4条第2項に規定する加算対象者（外出の際の排泄、食事に介助が必要なもの）とは、国が定める「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の判断基準に準じ、次の①及び②のいずれにも該当する者をいう。

①障害支援区分が区分2以上の者。

②障害支援区分の認定調査項目のうち、次のア～オのいずれか1つ以上に該当する者

ア：1-4 「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

- イ：1－8 「歩行」：「全面的な支援や介助が必要」
- ウ：1－9 「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- エ：2－4 「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- オ：2－5 「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

(2) 障がい児

要綱第4条第2項に規定する加算対象者（外出の際の排泄、食事に介助が必要なもの）とは、国が定める障害児通所支援のために行う5領域20項目の調査に基づき、次の①または②のいずれかに該当する障がい児をいう。

① 全身性障がい児

次のア、イのいずれかに該当する障がい児

ア：上下肢に機能障害を有し、共に個別等級が1、2級のいずれかである障がい児

イ：移動機能障害を有し、個別等級が1、2級の障がい児

② 知的障がい児のうち、次のア～ウのいずれか1つ以上に該当する障がい児

ア：食事、排せつのいずれも全面的に支援が必要である障がい児

イ：行動障害（自傷、粗暴行為、不安定行動、不適切行動）の項目のうち、いずれかの項目に「全面的に介護」が必要な障がい児。

ウ：障がいにより、屋外の移動において常時車いすやバギーを使用している障がい児

9 その他・事業所管課等

(1) 運用開始日

このガイドラインは、令和8年4月1日から運用を開始する。

(2) 運用開始日以前に支給決定を受けた者の取り扱い

ガイドラインの運用開始日以前に支給決定を受け、運用開始日以降も継続して事業を利用している者については、「3 対象者」に該当しない場合においても、事業の利用を可とする。

(3) 事業所管課

960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市 健康福祉部 障がい福祉課 自立支援係
電話：024-525-3746